

広報

かまいし お知らせ版

妊産婦の皆さんを支援します

市は、県立釜石病院の分娩取り扱い休止を受け、出産を控えている妊婦の皆さんや、今後妊娠を考えている女性の不安を解消し、安心して産み育てられる体制づくりを進めています。また、妊産婦の皆さんへの支援策として、次の通り助成することとしました。

詳しくは、市のホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。
※既に母子健康手帳を交付済みの人には、市から個別に案内を郵送します

妊婦応援給付金

対象 釜石市に住民登録のある妊婦で10月1日以降に出産する人
給付額 1人当たり3万円
申請方法 母子健康手帳の交付に併せて、給付申請を案内します



市のホームページ

妊産婦健康診査等アクセス支援助成金

対象	10月1日以降に出産する妊産婦		
	釜石市に住民登録がある人		釜石市への里帰り妊産婦
	ハイリスク妊産婦	ハイリスク以外の妊産婦	
助成金額	上限10万円	上限5万円	上限5万円
対象経費	• 妊婦健診、産婦健診、分娩にかかる通院費、出産時期の宿泊費 • 出産後6ヶ月以内に市健康推進課で手続きしてください		
申請方法	• 申請日は毎月15日号の広報かまいしで案内します • 申請には通院にかかるタクシー代、宿泊費の領収書が必要です（自家用車の場合は不要）		

Q ハイリスク妊婦とは、どんな人ですか？

A 母体または胎児に、健康上の問題や合併症を悪化させる危険性があるなど、なんらかのリスクを伴うおそれのある妊婦のことです



Q 全ての健診分の交通費を助成してもらえますか？

A 県立釜石病院から市外の病院に転院した後（おおむね32週以降）の交通費が助成対象です。
ただし、ハイリスク妊婦の場合は、32週前でも対象になります



Q 最初から市外医療機関で妊婦健診を受診しています。助成の対象にはなりませんか？

A 助成対象は県立釜石病院から市外の医療機関に転院した人ですが、本年中は周定期間とし、年内に母子健康手帳の交付を受けた人は、この要件に該当しなくても助成の対象とします

Q 9月下旬に県立釜石病院で出産予定でしたが、分娩取り扱い休止に伴い市外医療機関での出産となりました。支援策はありますか？

A 分娩取り扱い休止の影響を受けた妊産婦の人は、経過措置として、今回の給付金および助成金の対象となります。市から個別に案内を郵送します

問い合わせ 市健康推進課 妊産婦支援チーム ☎22-0179